

白山都市計画公園の変更について（石川県決定）

都市計画公園中 5・5・1 号松任海浜公園を次のように変更する。

種別	名称		位置	面積	備考
	番号	公園名			
総合	5・5・1	松任海浜公園	白山市 徳光町、相川町	約 20.2ha	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

5・5・1 号松任海浜公園は、昭和 50 年に地域住民の憩いの場に供するため一般公園として当初決定した後、昭和 56 年に施設の充実を図る総合公園として都市計画決定している。

その後、平成 6 年に施設の充実を図るため公園区域の追加をした後、C・C・Z 整備計画とも整合を図りながら、公園利用者の利便を図るための施設を配置し、公園利用の促進を図ってきたところである。

今回、北陸自動車道徳光パーキングエリア及び都市計画道路横江松本線に隣接した区域約 1.2ha については、交通利便性の高い区域であることから、公園利用者の利便を図るのみならず、高速道路利用者や近隣地域からの利用により、地域の活性化や交流促進を図るため、民間活力を導入した民活ゾーンとして複合型の飲食、物販施設や宿泊施設を配置することとしており、当該区域を公園区域から除外する。

都市計画公園中 6・6・2 号手取公園を次のように変更する。

種別	名称		位置	面積	備考
	番号	公園名			
運動	6・6・2	手取公園	白山市 平加町チ、リ、ル、ワの各部、 美川和波町北の部、 美川永代町甲の部、 美川南町ハ、ヌ、ヲ、乙の各部、 湊町チ、ヲの各部 及び川北町字朝日	約 62.7ha	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

6・6・2 号手取公園は、昭和 53 年に自然景観を活かしたスポーツレクリエーションに資することを目的に計画決定された運動公園である。

現計画区域に隣接する区域（約 1.12ha）について、下水道処理施設として平成 16 年度まで利用していたが、平成 24 年に当施設を取壊した後は空地となっており、今回、手取公園と一体的な利用を図るため、新たに公園区域に追加するものとする。

あわせて、計画決定以前より民間施設が立地している区域（約 0.12ha）については、代替用地が確保されたことから、公園区域から削除するものとする。